

国崎クリーンセンターペットボトル水平リサイクル業務委託 仕様書

1 業務名

国崎クリーンセンターペットボトル水平リサイクル業務委託

2 業務内容

本組合で回収・加工したペットボトルべール品を買受し、事業者の責任において、これを運搬・リサイクル処理（残渣・異物処理を含む）を行い、新たなペットボトルへ再商品化する。（以下、「ボトル to ボトル事業」という。）

3 売払物件

国崎クリーンセンター（以下「本センター」という。）で、選別、減容、梱包されたペットボトルべール品

(1) ペットボトルべール品寸法等

- ・寸 法：幅 400mm×奥行 600mm×高さ 400mm
- ・重 量：1 個当たり約 20 kg
- ・結束材：PPバンド

※目安であり保証値ではありません

(2) ベール品の性状等

家庭から排出されたペットボトルで、キャップ及びラベルを除去し、洗浄されたものを塵芥収集車等にて収集、中間処理過程において手選別にて不適物を除去したのち、べール化して、パレット 2 段に 25 ベール荷積み状態で保管している。

※自動販売機や事業者から排出されるペットボトルは含まない。

(3) 予定引渡数量

令和 6 年度見込数：年間約 200～250 t

令和 7 年度以降の予定（全量）：年間 464 t（令和 4 年度実績）

※令和 7 年度以降については全量引渡を予定している。ただし令和 6 年度の実績等による。

4 売払（引渡）量の決定方法

本センターの計量棟の入口と出口で運搬トラックの重量を計測し、重量の差を売払量とする。また、事業者は翌月 10 日までに前月の搬出日毎の数量を組合に書面にて報告する。

5 引渡及び積込等

(1) 引渡場所

本センター（兵庫県川西市国崎字小路 13 番地）

(2) 引渡期間

契約日から令和 9 年 3 月 31 日までとし、引渡日については、別途協議の上で決定する。

(3) 引渡方法及び日時

置場渡しとし、引取日時は、契約締結後に本センター管理運営受託者（以下「管理運営受託者」という。）より搬出日程を指定し、協議の上決定すること。

(4) 積込方法等

- ① パレット（□1100mm）は、事業者で準備し、積込方法及びパレットの必要数量等は、管理運営受託者と協議すること。
- ② 車両への積み込みは、本センターが準備する積込車両（フォークリフト）を使用し、事業者が行うこと。

(5) 運搬車両

積載量10トン以下（両開きのウイングボディ）とし、3m×7.5mのトラックスケールで計測可能なものとする。

(6) その他詳細は、管理運営受託者と別途協議すること。

6 残渣・異物の処理

- (1) 再商品化の過程において発生する残渣・異物については、可能な限り再生利用に努めるとともに、事業者の責任において適正に処理すること。
- (2) 処理に係る費用は、事業者の負担とする。

7 契約方法

(1) 契約期間

契約日から令和9年3月31日

(2) 契約の形態

業務委託契約

(3) 売払金額

最低保証単価に提案された加算率を乗じた金額（以下「提案単価」という）に毎月の引取重量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算した金額

(4) 売払金額の支払

本組合が発行する納入通知書により、指定日までに支払うこと。

(5) 売払金額の決定

毎年3月上旬及び9月上旬に最低保証単価の確認を行い、提案単価を決定する。

8 提出書類

次に掲げる提出書類を電子データで、指定する期日までに提出すること

- (1) （任意様式）使用済みペットボトル搬出数量表（各月翌月10日）
- (2) （任意様式）再製品化及び販売実績報告書（半期終了翌月10日）
- (3) （任意様式）ペットボトル処理状況（異物・残渣処理含む）報告書（半期終了翌月10日）
- (4) （任意様式）ボトル to ボトル事業総括報告書（毎年4月末日）

9 モニタリング

毎年度末にボトル to ボトル事業全体のモニタリングを行うので、書面で報告すること。

また組合が本業務に係る資料を求めた場合は、随時資料提供に協力すること。

10 疑義の解決

事業の遂行において疑義がある場合は、双方協議の上、解決するものとする。必要と認められる軽微な事項については、事業者の責任において行うものとする。

11 法令等の遵守

本事業の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

12 その他留意事項

本事業に関し、事業者の責任に基づく行為により、組合と組合以外の第三者に対して損害を与えたときは、事業者は、自己の費用及び責任においてこれを賠償するものとする。